

# 教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和3年1月21日(木) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

## 議決事項

- 第1 議案第2号 墨田区立小中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 第2 議案第3号 幼稚園教育職員の宿日直手当支給規程の一部改正について
- 第3 議案第4号 教育委員会関係予算案に関する意見聴取について
- 第4 議案第5号 ジャンボゲート修繕工事に伴うわんぱく砦の休館について

## 報告事項

- 第1 教育課題の進捗状況について(資料1)
- 第2 新型コロナウイルス感染症対策における教育施設の対応について(資料2)
- 第3 学校歯科医の委嘱について(資料3)

## 議案第2号

墨田区立小中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和3年1月21日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

国民の祝日に関する法律の特例が設けられたことに伴い、令和3年度における学期の特例を定める必要がある。

墨田区立小中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

1 趣旨

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）の一部改正により、国民の祝日に関する法律の特例が設けられ、令和3年に限り、スポーツの日が「10月の第2月曜日」から「7月23日」へ移動することに伴い、令和3年度の学期の特例を次のとおり定める必要がある。

学期	通常	令和3年度
前期	4月1日から <u>10月の第2月曜日</u> まで	4月1日から <u>10月の第2月曜日の前日</u> まで
後期	<u>10月の第2月曜日の翌日</u> から 3月31日まで	<u>10月の第2月曜日</u> から 3月31日まで

※ なお、令和2年度についても、スポーツの日が「10月の第2月曜日」から「7月24日」へ移動したため、同様の特例を設けていた。

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行期日

公布の日

墨田区立小中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

墨田区立小中学校の管理運営に関する規則（昭和53年墨田区教育委員会規則第6号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>付 則</p> <p>1～3 〔略〕 （学期の特例）</p> <p>4 令和2年度及び令和3年度における第3条第1項第1号の規定の適用については、同号ア中「第2月曜日」とあるのは「第2月曜日の前日」と、同号イ中「第2月曜日の翌日」とあるのは「第2月曜日」とする。</p> <p>5 〔略〕</p>	<p>付 則</p> <p>1～3 〔略〕 〔同左〕</p> <p>4 令和2年度における第3条第1項第1号の規定の適用については、同号ア中「第2月曜日」とあるのは「第2月曜日の前日」と、同号イ中「第2月曜日の翌日」とあるのは「第2月曜日」とする。</p> <p>5 〔略〕</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 議案第3号

幼稚園教育職員の宿日直手当支給規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和3年1月21日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

令和2年の給与改定を踏まえ算出した宿日直手当額が現行の宿日直手当額を下回るため、宿日直手当額を改正する必要がある。

## 墨田区教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局

区立幼稚園

幼稚園教育職員の宿日直手当支給規程（平成12年墨田区教育委員会訓令第7号）の一部を次の表のように改正する。

令和3年1月 日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前		
(宿日直手当の支給額) 第2条 宿日直手当の支給額は、 <u>別表</u> のとおりとする。			〔同左〕 第2条 宿日直手当の支給額は <u>別表</u> のとおりとする。		
別表			別表		
単位	勤務時間	支給額	単位	勤務時間	支給額
1回につき	5時間以上の場合	<u>5,800円</u>	1回につき	5時間以上の場合	<u>6,200円</u>
	5時間未満の場合	<u>2,900円</u>		5時間未満の場合	<u>3,100円</u>

## 付 則

この訓令は、令和3年1月21日以後の宿日直勤務（同日前から引き続くものを除く。）について適用する。

## 議案第5号

ジャンボゲート修繕工事に伴うわんぱく砦の休館について

上記の議案を提出する。

令和3年1月21日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり決定する。

(提案理由)

すみだわんぱく砦条例施行規則第3条の規定により、休館日として定める必要がある。

## ジャンボゲート修繕工事に伴うわんぱく砦の休館について

### 1 理由

わんぱく広場のジャンボゲート（大型木製遊具）について、令和元年7月に実施した遊具点検により、老朽化が確認されたため、修繕工事を実施する。このことに伴い、利用者の安全を確保するため、わんぱく砦（墨田区押上1-47-6）を休館する必要がある。

### 2 休館期間

修繕工事の期間とする。

令和3年2月17日（水）～令和3年3月11日（木）

### 3 工事内容

ジャンボゲートのネット渡り橋を交換する。



### 4 区民等への周知

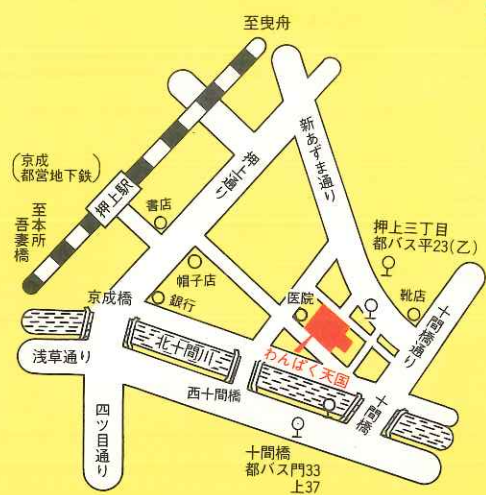
- (1) 1月15日から区ホームページに掲載及び現地に掲示
- (2) 区報2月1日号に掲載



# 利用の手引き

- ◆所在地 墨田区押上1丁目47番8号
  - ◆休園日 1月1日～4日と12月31日
  - ◆開園時間 1月～3月と10月～12月  
午前9時～午後5時  
4月～9月  
午前9時～午後6時
- ※但し、やすらぎ広場は、休園日、開園時間に関係なく、従来の公園と同じように、いつでも利用できます。
- ◆その他、わんぱく天国を団体で利用する場合は、事前に申請が必要です。詳細は、次へ問合せください。
  - ◆問合せ先 わんぱく天国 03-3612-1456 または  
墨田区教育委員会事務局地域教育支援課 03-5608-6503

## 案内図



交通機関 都営地下鉄 押上駅 徒歩5分——都バス、門33系統・上37系統十間橋下車徒歩3分または、平23(乙)系統押上三丁目下車徒歩1分



このシンボルマークは、区内の小中学生から公募し、多数の応募があった中から選ばれた、中川小学校 2年 清藤 望くんの作品です。

# わんぱく天国





## 目的

わんぱく天国は、子どもたちが自然に触れながら、いきいきとした冒険を楽しむことができる遊び場です。この冒険遊び場を造るために、近隣の子どもの会の小学4・5年生による「子どもわんぱく会議」を設け、子どもたちのアイデアや要望を十分に取り入れてきました。

わんぱく天国は、わんぱく岩とわんぱく広場とやすらぎ広場の3つのゾーンに分かれています。ここでは、ロープウェイや菜園・野外ステージ・ウインドパワーステーションが有り、木登り・果樹権り・野菜づくり・小屋づくり・野外すいさん・水遊び・竹・木細工ができます。また、ここでは、プレイリーダーが常駐して、子どもの遊びのお手伝いをします。

## 概要

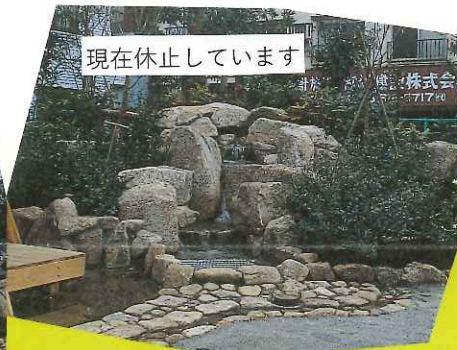
- ◆敷地面積 3,226.07㎡
  - (1)わんぱく広場
  - (2)やすらぎ広場
- ◆わんぱく岩 鉄骨2階建
  - (1)建築面積 131.36㎡
  - (2)延べ床面積 244.70㎡
    - 1階面積 128.11㎡
    - 2階(押上集会所)

この工作物は、  
現在撤去されています



ウインドパワーステーション

現在休止しています

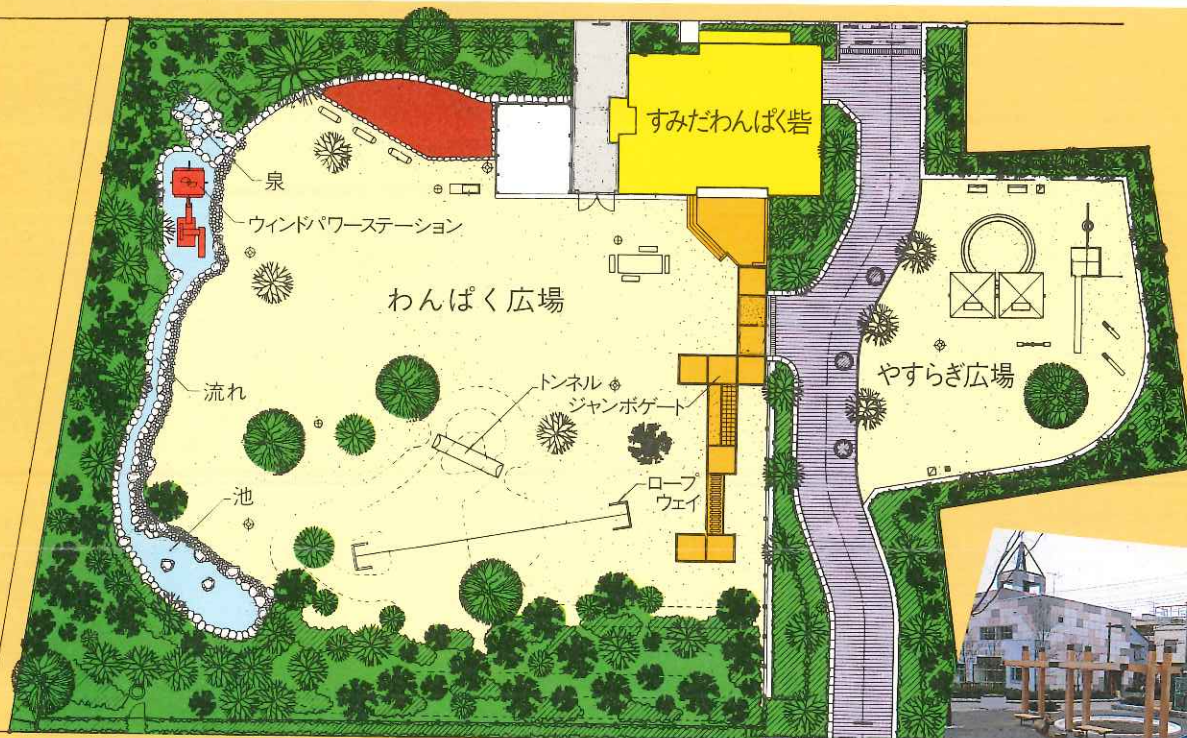


泉

補修工事により、壁が  
塗り替えられています。



壁画



やすらぎ広場



ロープウェイ



ジャンボゲート

## 令和2年度 教育課題 執行計画書兼実績報告書

課題No.	1	事業名	学校における働き方改革の推進								主管課	庶務課	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
執行計画	① ICT 機器環境整備及び有効活用（ギガスクール構想への対応）	■クラウドを活用した事務効率化支援 ■検討部会開催	■プロジェクトチーム開催		■プロジェクトチーム開催	■プロジェクトチーム開催	■LAN工事						
	② 学校事務の役割分担の見直し	■教員が行っている事務の内容等の調査・ヒアリング		■調査・ヒアリング結果まとめ	■検討組織の整備（調査・ヒアリング結果報告／意見交換）	■学校徴収金に係るガイドライン・マニュアル作成						■策定	
	③ 施設貸出方法の改善の検討	■運営委員会設立検討					■運営委員会設立予定						
			■利用料見直しに伴う実態調査							■今後の方針案（議会報告予定）		■今後の方針策定（議会報告予定）	
	④教員を支える組織・人員体制の整備 ⑤部活動指導員の配置増	<p>1 2月実績</p> <p>①・GIGA スクール構想推進本部検討部会の開催 （タブレット端末活用（授業改善）部会、教材・コンテンツ作成部会、ハード整備・運用部会）</p> <p>・LAN工事（中学校）（1 2月完了）、LAN工事（小学校）（2月末完了予定）</p> <p>・各学校へ児童・生徒用タブレット納品完了</p> <p>・各学校へマニュアル・リーフレット等の配布</p> <p>②学校徴収金のマニュアル作成</p> <p>③施設貸出方法の課題整理、株式会社セブン－イレブン・ジャパンとの連絡調整</p> <p>④スクール・サポート・スタッフの未配置校1校（東吾嬬小）へ配置し、全校配置完了</p> <p>⑤ 錦糸中学校（バスケットボール部）・吾嬬第二中学校（バレーボール部）に部活動指導員配置済み</p> <p>進捗：○</p>											
進捗	△												
実績													

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）



## 令和2年度 教育課題 執行計画書兼実績報告書

課題No.	2	事業名	新学習指導要領への対応									主管課	指導室		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
執行計画	○英語 ■海外派遣 利用セッション ■外国語教育 研修会① ■幼・英語	■海外派遣 事前研修 ■外国語教育 研修会②	■海外派遣 事前研修 ■外国語教育 研修会③	■海外派遣 事前研修 ■海外派遣 出発式	■海外派遣 事後研修 ■外国語教育 研修会④⑤	■海外派遣 事後研修 ■外国語教育 研修会⑥ ■TGG(中)	■海外派遣 報告会		■外国語教育 研修会⑦		■海外派遣 説明会 (学校対象)	■海外派遣 説明会 (保護者対象) ■外国語教育 研修会⑧	■R3 海外派遣 一次審査	■R3 海外派遣 二次審査	
	○道徳	■道徳教育 推進教師 連絡会①													
	○教科書採択 ■教科書 調査委員会	■教科書展示 アンケート ■学校調査	■教科書検討 委員会		■中学校 教科書採択										
	○その他 ■各研修会	■学校サポート 訪問 ■がん教育 認知症サポーター 救命講習 プログラミング ICT 他									■主要な教育 課題決定	■教育課程 届出説明会		■教育課程 届出受理	
進捗	<p><b>1 2月実績</b></p> <p>①英語</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外派遣（実施場所を国内に変更） 12月22日（火）令和3年度墨田区中学生海外派遣説明会実施（教員対象）</li> <li>TGG体験 12月1日（火）吾嬬立花中学校 12月7日（月）柳島小学校 12月9日（水）桜堤中学校 12月17日（木）小梅小学校、墨田中学校 12月24日（木）中川小学校</li> </ul> <p>②その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度における主要な教育課題の決定 12月3日（木）</li> <li>学校サポート訪問 12月21日（月）寺島中学校</li> <li>がん教育 12月5日（土）東吾嬬小学校 12月8日（火）押上小学校 12月15日（火）緑小学校</li> <li>認知症サポーター 12月17日（木）両国小学校</li> <li>プログラミング 年間指導計画に基づき実施</li> <li>ICT 教員向けリーフレット作成、GIGAスクール構想推進本部 タブレット端末活用（授業改善）部会の開催</li> </ul> <p>進捗：○</p>														

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

令和2年度 教育課題 執行計画書兼実績報告書

課題No.	3	事業名	学力向上新3か年計画（2次）の推進								主管課	すみだ教育研究所	
執行計画 学力向上の取組	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	■国調査実施(4/16) ■区調査実施(4/30)  ■マネジメント推進校決定、計画取りまとめ  ■チャレンジ教室  ■研究所ニュース発行	(中止)  ■マネジメント推進校訪問、予算配当 ■放課後補習等(中学校図書館を含む)	6/30に延期	■都調査実施→中止  7月28日実施			■区調査結果返却 ■区調査結果分析全体計画作成	■調査結果を各校HPに掲載  ■放課後：秋	■学力向上ヒアリング	■区調査議会報告	■指導のポイントを各校へ周知 ■学習ふりかえり期間  ■放課後：冬	→	→
												→	→
						■夏休み補習(小学校) ■チャレンジ教室(中学校)実施						→	→
												→	→
進捗	△	△	○	○	○	○	○	○	○				
実績	12月実績 ① 区学習状況調査の結果について議会報告、区HPに掲載 ② ・研究所ニュース発行 ・区学習状況調査において課題のあった問題の「指導のポイント」配布 ③放課後チャレンジ教室の実施（立吾小、桜堤中、吾立中）  進捗：○												

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

## 令和2年度 教育課題(一般課題) 執行計画書兼実績報告書

課題No.	1	事業名	オリンピック・パラリンピック教育の推進								主管課	指導室	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
執行計画	■オリンピック・パラリンピック教育											→	
	■アワード校、「夢・未来」プロジェクト校の決定		■オリンピック・パラリンピック教育実施計画書の提出			■計画書に基づく取組の推進					→	■オリンピック・パラリンピック教育実施報告書の提出	
							■体力向上プロジェクト検討委員会					→	
進捗	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
実績	<p><b>10～12月実績</b></p> <p>○体験学習等の実施 (主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・11/20(金) 緑小学校(全校児童：新日本フィルハーモニー交響楽団による演奏鑑賞会に参加)</li> <li>・11/27(金) 吾孺第二中学校(1・2年：人権、オリンピック・パラリンピック教育講演会に参加)</li> <li>・12/16(水) 吾孺立花中学校(生徒会生徒：南米ボリビアの選手を応援するメッセージ動画収録。動画は1月にボリビアに送付予定)</li> </ul> <p>○各国の食事を取り入れた給食の実施</p> <p>進捗：○</p>												

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他( )

令和2年度 教育課題(一般課題) 執行計画書兼実績報告書

課題No.	2	事業名	子ども読書活動推進計画(第4次)の推進									主管課		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
執行計画	<p>幼乳幼児期 家庭での読書 活動の大切さ を認識する取組</p> <p>小小学生期 自分で読書を する習慣をつ ける取組</p> <p>中中高生期 多様な分野の 読書をする取組</p> <p>特障害のある 多くの子ども に読書の機会 を設ける取組</p>	<p>幼ブックスタート 幼HPでのお すすめ本紹介 幼おはなし会 幼絵本パック 貸出 幼うちDeど くしょノート配 布 特障害児施設 おはなし会 幼・小・中 団体貸出 小・中学校図 書館支援 幼・小ブック リスト配布 中ティーンズ 情報誌配布</p>	<p>小・中パス ファインダー 作成・配布</p> <p>中POPコンテ スト募集</p>	<p>幼本棚の作り 方のPR 小ブックリス ト配布 小・中調べる 学習コンク ール相談会への 協力 中ティーンズ 情報誌配布</p>	<p>中ティーンズ 向け講座 特外国にルー ツを持つ子ど もの図書館利 用ガイダンス</p>	<p>幼施設職員向 け講座 小小学校読み 聞かせボラン ティア講座 (初級) 中POPコンテ ストメ切</p>	<p>中ティーンズ 情報誌配布</p>	<p>小小学校読み 聞かせボラン ティア講座 (中級) 中POPコンテ スト表彰式</p>	<p>幼保護者向け 講座 中ビブリオバ トル 特障害者向け 読み聞かせボ ランティア講 座 特障害児の図 書館ツアー</p>	<p>中ティーンズ 情報誌配布 小・中施設職 員向け講座</p>	<p>幼・小リサイ クルブック市 特特別支援学 級への出張読 み聞かせ</p>	<p>中読書ボラン ティアの活用 特保護者向け 読み聞かせ講 座 特施設職員向 け講座</p>		
	10～12月実績	<p>進捗</p> <p>幼 HPでのおすすめ本紹介：2テーマ紹介（「たべもの」「つながる、ひろがる」）                  幼 おはなし会：自宅でおはなし会を楽しめるよう、絵本・ブックリストなどをまとめたパックを貸出                  特 障害児施設おはなし会：3施設で計4回（うち2回はオンライン）実施                  幼 団体貸出：巡回による絵本セットの団体貸出について希望調査を実施                  小・中 パスファインダー作成・配布：小・中学校各6種類ずつ作成（「日本の紙幣」「百人一首」「異常気象」「ピアノのしくみ」等）                  幼 本棚の作り方のPR：パンフレット作成                  中 ティーンズ情報誌配布                  中 POPコンテスト：各館で受賞作品を展示                  幼 保護者向け講座：墨田児童会館で実施（その他、妊婦等向け・乳幼児の保護者向け啓発冊子を発行）                  中 ビブリオバトル大会への協力（区中研主催）                  ※当初予定の講座（小・中・特）、図書館ツアー（特）は新型コロナウイルス感染防止のため未実施                  進捗：○（新型コロナウイルス感染防止対策による事業中止や延期があるが、それ以外は順調）</p>												

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

## 新型コロナウイルス感染症対策における教育施設の対応について

## 1 理由

令和3年1月7日に一都3県に発令された、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」及び、区の「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」での決定事項等を踏まえ、学校施設貸出の使用時間及び、ひきふね図書館の開館時間について、以下のとおり変更を行う必要がある。

本件については、緊急に処理しなければならない事由で、かつ教育委員会を招集するいとまがなかったことから、「墨田区教育委員会権限に属する事務の委任等に関する規則」第3条の規定に基づき、令和3年1月8日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

## 2 使用時間等の変更を行う施設

## (1) 学校施設（旧学校施設含む）

## ア 使用時間の変更

【変更前】午前9時から午後9時まで

【変更後】午前9時から午後8時まで

## イ 変更する期間

令和3年1月8日から当面の間

## (2) ひきふね図書館

## ア 開館時間の変更

【変更前】午前9時から午後9時まで（休日を除く月曜から土曜日まで）

【変更後】午前9時から午後8時まで（休日を除く月曜から土曜日まで）

## イ 変更する期間

令和3年1月8日から令和3年2月7日まで



令和3年1月18日

学校施設利用者様

**学校施設開放ご利用の皆様にお願ひ**

日頃より、学校施設開放事業にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。  
さて、令和3年1月7日に緊急事態宣言が発出され、午後8時以降の不用不急な外出自粛が要請されたことなどを踏まえ、学校施設開放の時間を午後8時までに短縮しました。

この間、区教育委員会では、各小中学校及び保護者に対して、『緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染対策』の一層の徹底を依頼しています。

ところが、一部の利用者団体において、昨年7月から校庭、10月から屋内運動場等の利用再開に際してお願いしてきました感染対策を講じた「学校施設の利用に際しての注意事項」が守られていないとのご指摘や苦情などが寄せられています。こうした状況が続きますと、該当利用団体をお断りするだけでなく、施設の児童・生徒の安全安心を守るため、場合によっては学校施設開放を休止しなければならなくなります。緊急事態宣言・緊急事態措置の趣旨を十分ご理解いただき、改めて新型コロナウイルス感染対策の徹底と利用内容の見直しについて、御理解御協力をお願いいたします。

※「学校施設の利用に際しての注意事項」を必ずご確認ください。

墨田区教育委員会事務局庶務課施設係

Tel 03-5608-6313

# 学校施設の利用に際しての注意事項

令和3年1月

感染症防止のため、以下の遵守事項・留意点を必ずご確認の上、学校施設をご利用ください。

## 〈利用者の遵守事項〉

### 利用前

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせてください。
  - 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
  - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 団体(個人)の責任者は、利用者の体調の把握に努めるとともに、利用当日の参加者の名簿を作成し施設管理員へ提示してください。その後、各団体で1ヶ月間保管してください。

### 利用中

- 屋内施設を利用する際は、2方向の窓や出入口を同時に開けるなどして、換気してください。窓、入口を常時開放することができない場合には、30分に1回5分程度の休憩をとり、その時間は換気してください。換気をする際は、周囲への騒音に十分配慮してください。

### 利用後

- 屋内施設の利用後は、床のモップがけ(乾拭き)してください。
- 利用した用具・備品(清掃用具含む)、利用者が触れた部分(特にドアノブや照明スイッチ等)は、消毒液や除菌シートを用いて拭き取る等して消毒してください。
- ※消毒液等は各団体(個人)でご用意ください。また、消毒を含めた清掃は、使用承認時間内に行うようしてください。

### その他

- こまめな手洗い、アルコール等により手指消毒してください。特に施設の利用前と後は、必ず手洗い、手指消毒してください。 ※アルコール等の消毒液は各団体(個人)でご用意ください。
- マスクを持参し、受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際には、マスクを着用してください。
- 施設管理員や他の利用者との距離(できるだけ2m以上)を確保してください。(障害者の誘導や介助を行う場合を除く)
- 利用終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに庶務課施設係へ、濃厚接触者の有無等について報告するとともに、参加者名簿を提出してください。
- 感染防止のために学校が決めた事項を必ず守ってください。

このほかにも、感染症防止のため、指導者や代表者の方は、活動内容に十分配慮していただき、最大限の感染防止対策にご協力ください。

また、活動終了後は、感染防止のため、学校敷地内や学校周辺にとどまらず、速やかにお帰りください。

## 学校歯科医の委嘱について

## 1 趣旨

診療所閉院にともない、令和2年12月31日に退職した立花吾孺の森小学校の宮奈基次歯科医の後任について、向島学校歯科医会の推薦に基づき学校歯科医を委嘱した。

## 2 委嘱者等

委嘱者	職名	学校名
かもがわ だいすけ 鴨川 大助	学校歯科医	立花吾孺の森小学校

## 3 発令年月日

令和3年1月1日

## 4 委嘱期間

令和3年1月1日から令和3年3月31日まで

## 5 発令主体

墨田区教育委員会

## 6 根拠法令

学校保健安全法第23条